伊万里市公告第６７号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定により、競争入札参加資格審査申請書提出要領を次のように定めたので、同令第１６７条の５第２項及び第１６７条の１１第３項の規定により公告する。

令和８年１０月９日

伊万里市長　深浦　弘信

令和８・９年度　競争入札参加資格審査申請書提出要領

（物品関係　追加受付）

令和８・９年度において、伊万里市（上下水道部などを含む）が発注する物品の購入､修繕、製造、賃貸借などの入札（見積り）に参加を希望される方は、競争入札参加資格審査申請により有資格者名簿に登載されることが必要です。申請の手続きについては下記のとおりです。

なお、提出された書類について、記載内容が事実と異なるものであることが判明した場合は、厳正な措置をとりますのでご留意ください。

また、審査後、有資格者名簿に登載し指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

記

１．受付期間（土日・祝祭日等閉庁日を除く）

令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月３０日（月）**＊必着**

随時受付は行っておりませんので、必ず上記期間内で手続きを済ませてください。

２．有効期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日（１２か月間）

３．入札参加資格要件

（１）資格要件

①地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しない者。
②営業に関して、それぞれに必要な登録、免許又は許可を受けているもの。
③暴力団員による実質的な経営への関与等、暴力団員との関係を持たない者。
④申請時において、国税及び地方税の滞納がない者。

（２）資格の抹消

①上記の資格要件を有しなくなったとき。
②すべての営業を廃止したとき。
③申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載したとき。
④金融機関に取引を停止されたとき。
⑤国税及び地方税を滞納していたとき。
⑥その他市長が抹消すべき事実があると認めるとき。

４．申請書類

別紙「提出書類一覧」のとおり。

「指定様式」とある書類は、必ず伊万里市指定様式をお使いください。様式については、伊万里市のホームページからもダウンロードすることができます。

なお、市税の「未納がないことを証明する証明書（納税証明書）」が必要な場合は、専用様式をご利用ください。

○主な提出書類に関する注意事項について

（１）使用印鑑届兼委任状　**＊伊万里市指定様式**

使用印鑑届と委任状の両方を兼ねています。「本店で契約する場合」又は「本店以外の営業所（委任先）で契約する場合」のいずれかを選択して記載してください。

（２）誓約書　**＊伊万里市指定様式**

支店等に委任している場合は、受任者についても記載してください。受任者の印は使用印鑑届兼委任状と同じ印を押印ください。

照会の結果、暴力団との関係が認められた場合には、資格の取消又は指名の停止となる場合があります。

（３）営業所一覧表（様式第２号）**＊任意様式可**

本店のみで営業する場合でも、提出してください（最上段本店欄に記載）。

（４）希望取扱品目等申請書（様式第３号）**＊伊万里市指定様式**

「希望取扱品目申請書」をご覧になり、希望する取引品目の頭にあるチェックボックス（□）にチェック（レ）を入れてください。エクセル入力の場合はクリック１回でチェックが付きます。

（５）業態調書（資本関係・役員兼任関係）

親会社・子会社・役員の兼任について記載してください。子会社及び役員の兼任については、物品販売を営む業者についてのみ記載してください。該当がない場合は、「該当の有無」欄の「無」の欄にチェック（レ）を付してください。この場合、この項目以外は空欄としてください。

この様式は「国土交通省地方整備局等建設工事競争参加資格申請書 様式③－１」に準じています。詳細については、国土交通省の申請書作成の手引きをご参照ください。ただし、『建設業者』を『物品販売を営む業者』に読み替えてください。

・親会社、子会社の定義

会社法第２条第３号及第４号に規定する親会社・子会社を言います。本様式に記入する子会社は、物品販売を営む業者に限ります。

・役員の定義

① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
② 取締役（社外取締役を含む）
③ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
④ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

（６）代表者身分証明書（写し可）**＊個人事業主のみ**

個人で申請される場合は、代表者の身分証明書が必要です。（法人の場合は不要）

代表者本人の本籍地の市区町村役場で、ご申請ください。

＊本籍地が伊万里市の場合は、伊万里市役所市民課(℡23-2143)で、ご申請ください。

禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと、後見の登記の通知を受けていないこと、それから破産宣告又は破産の手続き開始決定の通知を受けていないことの証明書になります。運転免許証等の写しでは不可となります。

（７）未納がないことを証明する証明書（納税証明書）＊写し（コピー）可

証明年月日が申請時以前３か月以内のものをご提出ください。（写し可）

※営業開始後１年未満の法人で、決算期未到来により納税証明書が発行されない場合は、法人設立（設置）届の写し（市税務課提出分等）を添付してください。

※国・地方税の徴収猶予を受けているため、「未納のない証明書」が発行されない場合は、お問い合わせください。

① **国税の納税証明書・・・・**すべての申請者が提出
次の様式のうち、いずれか１枚（写し可）提出してください。

様　　式	証明の内容	法人	個人
国税通則法施行規則別紙 第９号書式**その3の2**	「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	―	○
国税通則法施行規則別紙 第９号書式**その3の3**	「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	○	―

② **佐賀県税の納税証明書・・・**｛本店が佐賀県内に所在する申請者／委任先支店等が佐賀県内に所在する申請者｝いずれかに該当する場合提出

※個人事業主は必要ありません。
佐賀県税全てに未納の税額がない旨の証明書（写し可）を提出して下さい。

納税証明書の種類（証明請求事項）	証明の内容
未納の税額がない旨の証明	佐賀県税全税目に未納がないことの証明書

③ **伊万里市税の納税証明書・・・**｛本店が伊万里市内に所在する申請者／委任先支店等が伊万里市内に所在する申請者｝いずれかに該当する場合提出

伊万里市税全てに滞納がないことの証明（写し可）を提出してください。

項　目	証明の内容
納税証明書 （滞納がないことを証明する証明書）	滞納がない証明（全税目） 〔伊万里市競争入札参加資格審査申請用〕

※伊万里市専用様式に証明を受けてください。
※個人事業主の場合は、商号又は名称は書かずに個人の住所と氏名を書いてください。
※営業開始後１年未満の法人で、決算期未到来により納税証明書が発行されない場合は、法人設立（設置）届の写し（市税務課提出分等）を添付すること。

（８）納税状況等確認同意書　**＊伊万里市指定様式**
伊万里市内に本店を有するもの又は市内の支店等に委任するものは提出してください。伊万里市税全てに滞納がないことが申請の条件となります。
また、名簿登載後、随時調査を行います。調査の結果、滞納等がある場合は、資格の取消又は指名の停止となる場合があります。
※個人事業主の場合は、商号又は名称は書かずに個人の住所と氏名を書いてください。

５．申請方法

（１）「提出書類一覧」の№順にクリップなどで綴じて提出してください。（ファイル綴じ不要）

（２）**原則、郵送でお願いします。**
なお、インターネットでの申請受付は行っておりません。
書類に不備があった場合には、受付できませんので、早めの提出をお願いします。

（３）受付票が必要な方は、返信用のハガキ若しくは返信用封筒（要切手貼付）を同封してください。ただし、返信は資格審査及び登録業務の都合上、**２月下旬**を予定しております。
電話等による受付（到着）確認の問合せには応じておりません。

（４）近年、容易に消滅するインクでの記入が増えております。消滅しやすい方法にて記入してある書類については受理しかねますので、ご了承ください。

６．問合先・受付場所

〒848－8501　佐賀県伊万里市立花町１３５５－１
伊万里市役所　総務部　契約監理課（１Ｆ）
ＴＥＬ　　０９５５－２３－２１７６（直通）
ＦＡＸ　　０９５５－２２－７８４１